

諮問番号：諮問第 155 号

答申番号：答申第 155 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めているというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) コロナ下では、日用品等もネット通販に頼ることになり、何かと割高に感じる。送料もバカにならない。支給金まで出して消費を促しているときに、規定どおり、保護費を減額するなど全く思慮の外である。

自身の生活が「健康で文化的な最低限度の生活」であるとは思えない。これからも地域で楽しく暮らしていきたいが、先々の暮らしに希望、楽しみが持てるよう減額を撤回してほしい。

- (2) 生活保護は憲法第 25 条の生存権を保障する最後のセイフティネットである。平成 30 年からの生活保護基準の引下げは、明らかに限度を超えた引下げであり、憲法第 25 条第 1 項の生存権の保障、同条第 2 項の社会保障や社会福祉について国の増進向上義務を全く無視したものである。

処分庁は、生活保護行政は法定受託事務なので、保護基準が変更になったらそれに従うしかないと述べている。しかし、憲法第 99 条の憲法遵守義務は地方公務員にも課されるため、生活保護行政が法定受託事務であっても、国が定めた基準が憲法に違反すれば、その基準には従うべきではない。

平成 30 年の生活保護基準引下げが法との関係で違法になり、ひいては違憲になる場合、基準に従って保護支給額を削減することは、法や憲法第 25 条に違反する。

生活保護の決定に対しては訴訟もできるが、審査請求を経なければならないとされている。裁判では生活保護基準の変更の適否も争えるのであるから、審査請求でも生活保護基準の変更の適否も審査されなければおかしい。処分庁が従った生活保護基準が憲法に違反しているときには、処分は取り消されるべきである。

- (3) 保護基準の設定は、厚生労働大臣の権限に属するものの、その裁量については、生存権や法の規定によって条件づけられた範囲に限定され、厚生労働大臣が、その範囲を逸脱したり、権限を濫用したりしたときは、保護基準の設定は違憲・違法かつ不当な処分となる。

生活扶助基準については、物価の下落局面ではこれを考慮し、物価の上昇局面では考慮しないというのは、きわめて恣意的であって、合理的なものとして正当化できるものではなく、裁量権行使の逸脱・濫用が認められる。

- (4) 本件処分は、職権による保護変更であるため、生活保護法上、書面による通知及び当該処分の通知における理由の通知が必要である。また、不利益な行政処分であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条によっても当該処分の理由の提示が求められる。

ところが、処分庁の生活保護変更決定通知書の保護変更理由として書かれているのは「基準改定による」との記載のみであり、生活保護費の減額処分がどのような事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのかを理解することは困難であり、不服申立てをするかどうかの判断資料にならない。

したがって、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、法第25条及び行政手続法第14条に違反し、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

- 1 改正後の保護基準の違憲又は違法を本件処分の不服の理由とすることができるかについて

保護基準は法規命令と解されているところ、審査庁は行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権を有しないから、処分の根拠となった法令の違憲又は違法を理由として、当該処分を違法又は不当と判断することはできないものと解される。したがって、改正後の保護基準の違憲又は違法を本件処分の不服の理由とすることはできない。

2 理由の付記に瑕疵があるかについて

本件処分の通知書には、「基準改定による」と記載されていたことが認められるところ、①生活扶助基準には、年齢、世帯人員等の別に基準額等が具体的かつ詳細に定められており、本件処分の根拠となる本件告示には、そのような生活扶助基準の定めをどのように変更するかが明確に定められていること、②本件処分は、そのような本件告示による生活扶助基準の改定に伴って、改定後の生活扶助基準どおりに生活扶助費を変更するものであり、行政庁に裁量の余地のあるものではないこと、③本件告示は、本件処分前である令和2年8月27日に既に官報により一般に周知されていること、④本件処分の通知書には、本件告示による改定後の生活扶助基準額が記載されていることなどからすると、前記の「基準改定による」との記載がされた通知書を受けた被保護者としては、本件処分前の通知書と本件処分の通知書を比較するなどの方法によって、本件処分の内容及び根拠を了知することができる。

よって、本件処分の通知書に記載された理由の程度をもって、理由の付記に欠けるところはないというべきであり、本件処分の理由の付記について、違法又は不当な点は認められない。

3 本件処分に係る生活保護費の算定について

処分庁が行った本件処分に係る生活保護費の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

そのほか、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年2月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項

の規定に基づく諮問を受け、令和4年7月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分的前提である保護基準が法に反しており、審査庁は改正後の保護基準の適法性についても判断すべきであると主張するが、法第8条第1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。その保護基準は、法第8条第1項により厚生労働大臣にその設定が委任されたものであって、それ自体が法規範としての性格を有する。そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分、審査請求に対する判断を行うべきであるから、審査庁において保護基準の適法性についても判断すべきであるとする審査請求人の主張を採用することはできない。

審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分は違法又は不当であると主張しているが、法に基づく生活保護の実施に係る事務は地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9号に規定する法定受託事務であるところ、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、この点についての処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、本件処分の変更決定通知書に記載された理由は、理由付記としては不十分なものであり、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反して違法であると主張しているため、この点を検討する。

行政手続法及びその他の法律が処分について理由を提示すべきものとしている趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解される。

そして、どの程度の理由を提示すべきかは、前記のような行政手続法等が理由の提示を求める趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである（平成23年6月7日最高裁第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。

生活保護基準における生活扶助基準を改定する告示中、生活扶助基準には年齢、世帯

人員等の別に基準額等が具体的かつ詳細に定められており、同告示においては生活扶助基準の定めをどのように変更するかが明確に定められていること、本件処分は、同告示による生活扶助基準の改定に伴って、改定後の生活扶助基準どおりに生活扶助費を変更するものであり、行政庁に裁量の余地のあるものでないこと、同告示はすでに官報により一般に周知されていること、本件処分の通知書には改定後の生活扶助基準額が記載されていること等の事情に照らし、通知書を受けた審査請求人としては、本件処分以前の通知書と本件処分の通知書を比較するなどの方法により、本件処分内容及び根拠を了知することができるというべきである。そうすると、本件処分の通知書に記載された理由の程度をもって、理由の付記ないし提示に欠けるところはないというべきであり、この点についての審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 小 山 雅千子